

2020年11月17日  
小児血液・がん学会専門医制度委員会

小児血・がん指導医各位

## 第2回試験(2015年受験)を受験された専門医は今年度更新です

### 指導医更新のながれ(小児血液・がん指導医用)

専門医の更新とあわせて行ってください。

#### 更新の準備

下記、更新条件をご確認いただき、更新の準備を行ってください。更新用紙は、HPからダウンロードしてご使用ください。

#### 更新の申請時期

更新申請期間は、2021年2月1日から2021年2月28日までです。  
専門医の更新時にあわせて行ってください。

#### 審査

所定の規則に基づき、書類の審査を行います。

#### 結果の通知

資格更新が認められた場合は、4月1日付で発効致します。

#### 認定証の発行

新たな更新期間は5年間です。

## 1. 更新条件

小児血液・がん指導医の更新は、規則第28条および細則第15条に基づいて行われ、その条件は以下の通りです。

---

#### 【第28条(指導医資格更新の要件)】

指導医資格更新には、以下の要件をすべて満たすものとする。指導医資格の更新は、5年ごとに行うものとする。

1. 更新申請時点において小児血液・がん専門医であること。
2. 細則第14条に定める専門領域の学会発表、および論文があること。
3. 学会年会費を完納していること

#### 【細則第15条(指導医資格の更新)】

指導医資格の更新は、専門医の資格更新手続きと同時に行うものとし、細則第11条に示す書類に加えて以下の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 指導医資格更新申請書(様式)
- 2) 学術業績リスト(所定の様式)細則第11条3)に示す学会発表3件に加えさらに2件の学会発表リスト(抄録の写しを添付)

【細則第 11 条(専門医資格の更新申請手続き)】

専門医資格更新の申請には、次の書類を委員会宛に提出する。

- 1) 専門医資格更新申請書(様式)
- 2) 研修実績記録(所定の様式)細則第6条に示す本学会が指定する学会、セミナー(文末にリストを掲載)への出席記録(参加証の写しを添付)、これらの合計研修単位は100単位以上であること
- 3) 学術業績リスト(所定の様式)細則第7条に示す学会発表3件(抄録の写しを添付。ただし、筆頭演者としての発表は必ずしも必要としない。)、および論文リスト3件(論文表紙(表題、著者、所属、要約を含む)の写しを添付。ただし、筆頭著者の原著論文は必ずしも必要としない。)
- 4) 臨床経験記録(所定の様式)細則第12条に示す経験症例の一覧(各施設の指導医の自筆署名を添えて提出すること)
- 5) 更新料2万円を期日までに所定の口座へ振り込み、領収書の写しを提出すること。

---

## 2. 更新申請

細則第3条および第15条に基づき、2021年2月1日から2月28日までの間に専門医の更新申請手続きにあわせて行ってください。

【細則第 3 条(申請期間)】

- 2) 専門医、指導医、認定外科医、専門医研修施設の更新申請は、認定期間終了年の前年 11 月 1 日から当年 3 月 31 日までとする。更新時期の 3 か月前に、委員会より更新通知を送付するものとする。

【細則第15条(指導医資格の更新)】

指導医資格の更新は、専門医の資格更新手続きと同時に行うものとし、細則第11条に示す書類に加えて以下の書類を委員会宛に提出する。

---

## 3. 審査

規則第 9 章第 29 条に基づいて、厳正に審査を行います。

【規則第 29 条(更新認定と認定証の交付)】

専門医・指導医資格審査部会において細則第15条の規定に基づいて書類審査を行う。委員会は、その結果に基づいて指導医資格更新の可否を判定し、指導医資格更新者を理事会に推薦する。理事会は委員会により推薦された者に対し指導医資格更新の承認を与える。理事長は指導医更新認定証を交付する。

---

#### 4. 資格更新認定

指導医資格は、細則第4条(認定資格の発効)に基づき、4月1日付で発効するものとします。

#### 5. 資格更新の猶予

細則付則6に基づき、専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程が設けられています。該当される方は、事務局までお問い合わせください(更新猶予申請書を提出いただきます)。

なお、コロナ禍の影響で必要な単位取得が困難であった可能性を考慮して、専門医、指導医、小児がん認定外科医の更新対象者で基準に満たない場合には1年間の猶予を認めることになりました。この場合も、更新猶予申請書を提出していただきます。なお、2022年の申請(次回)から、小児血液・がん専門医は新規および更新申請において「小児医療に携わる医師に対する緩和ケア研修会(CLIC)」の受講が必須となることにご留意ください。

---

細則付則6。(専門医・指導医・小児がん認定外科医の更新猶予規程)留学、出産・育児、病気、介護等により、専門医(第11条、第12条)、指導医(第15条)、小児がん認定外科医(第18条、第19条)の基準に該当しなかったため、専門医・指導医・認定外科医の資格を喪失したものが、その後の研修により同条の基準に該当するに至ったと専門医制度委員会が認めたときは、学会は当該者の資格喪失はなかったものとみなし、認定を更新することができる。ただし、資格喪失後2年までとし、2回連続しての資格喪失後の更新は認めない。

---

#### お問い合わせ先

〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 アーバン小石川ビル4階  
一般社団法人学会支援機構内 日本小児血液・がん学会事務局認定業務担当係  
E-mail: [senmoni\\_jspho@asas-mail.jp](mailto:senmoni_jspho@asas-mail.jp) Tel: 03-5981-6011 Fax: 03-5981-6012

【資料】

細則第6条(研修単位)研修実績として認定する学会やセミナー、およびその研修単位は、以下の通りとする。

	出席
本学会学術集会(2回以上必須)	10単位
本学会主催教育セミナー	5~10単位
本学会学術集会教育セッション	5単位
日本血液学会学術集会	10単位
日本小児外科学会学術集会	10単位
日本癌学会	5単位
日本癌治療学会	5単位
日本血栓止血学会	5単位
日本造血細胞移植学会	5単位
日本輸血細胞治療学会	5単位
国際小児がん学会(SIOP)	10単位
米国臨床腫瘍学会(ASCO)	5単位
米国癌学会(AACR)	5単位
欧州臨床腫瘍学会(ESMO)	5単位
米国血液学会(ASH)	5単位
欧州血液学会(EHA)	5単位
欧州造血細胞移植学会(EBMT)	5単位
その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会※	2~5単位 (国際学会5単位)

※：その他の小児血液・小児がん関連学会・研究会については、別途申請・審査する。